

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1] 経済活力の向上の必要性

(1) 現状分析

社会経済情勢の変化に伴う中心市街地からの大型店舗の撤退や、市内及び近隣市における大規模集客施設オープンの影響等により、地域における商業機能が低下し、小売業販売額や商店数、歩行者通行量等が減少傾向にある。

また、市政モニターアンケート（平成 25 年）においても、魅力的な店舗や品揃え等、商業に関する満足度は低く、中心市街地に望むまちの姿としても「買い物や飲食等魅力的な店舗が多いまち」との回答が多かった（約 65%）。

さらに、堺市商圈実態調査（来街者アンケート調査）（平成 24 年）では、堺東駅地区・堺駅地区における通いやすさは評価されているものの、中心市街地全体として賑わい・楽しさ、憩い・癒しなどに関する評価が低くなっている。

(2) 経済活力の向上の必要性

居住人口や観光ビジターなどは増加傾向にあるにもかかわらず、商業関連の指標や歩行者通行量等が減少している現状を踏まえ、市街地再開発事業等によって商業機能の充実を図るとともに、タウンマネージャーの配置による各種団体間の連携強化や商店街における空き店舗の活用、民間主体のイベントへの積極的な支援といった商業に関する各種施策や補助事業等を実施し、飲食やサービスを含んだ時間消費型の商業展開を推進するとともに、魅力的かつ特色のある商店街づくりを行うなど、中心市街地の商業機能の向上を図る。

(3) フォローアップ

中心市街地活性化基本計画に位置付けた事業については、事業の進捗状況を定期的に調査し、必要に応じて改善措置を講じることとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2)-① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：堺東駅南地区第一種市街地再開発事業【再掲】</p> <p>内容：更新が必要な街区における市街地再開発事業</p> <p>【事業の概要】</p> <p>区域面積：約0.7ha 敷地面積：約3,700㎡ 延床面積：約47,800㎡</p> <p>主要用途：商業施設、住宅、駐車場</p> <p>公共施設：道路（駅前歩行者空間等）、駅前ペDESTリアンデッキの整備</p> <p>実施時期：平成 25 年度～令和 2 年度</p>	<p>堺東駅南地区再開発(株)</p>	<p>老朽化したジョルノビルを建替え、商業施設に加え、立地を活かした都市型住宅の供給による居住機能や公益施設整備による交流機能の充実などを図るものである。</p> <p>堺東駅前交通広場に隣接し南海高野線と幹線道路に挟まれた地区の再開発事業は、まちなぎわい創出や良好な都市空間の形成に寄与し、「新たな都市魅力創出によるまちなぎわい」「まちなぎわいにつながる商業の魅力向上」に資する事業である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等）</p> <p>[実施時期] 平成 26 年度～令和 2 年度</p>	
<p>事業名：博愛ビル活用事業【再掲】</p> <p>内容：住宅供給公社所有の博愛ビルを建替え賑わいに資する施設を整備</p> <p>実施時期：平成 27 年度～令和 2 年度</p>	<p>民間事業者</p>	<p>中心市街地整備推進機構である堺市住宅供給公社所有の博愛ビルを建替え、公益施設（地域の住民が利用できる共用会議集会スペースやイベント会場等として活用される多目的スペース）・商業施設等を導入し、堺東駅前の賑わい創出に資する施設として整備を行うことにより、「新たな都市魅力創出によるまちなぎわい」に資する事業である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）</p> <p>[実施時期] 平成 29 年度～令和元年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：市民交流広場を活用した賑わい創出</p> <p>内容：市民交流広場においてイベント等を実施し商店街を含めた地域の活性化を図る</p> <p>実施時期：平成 26 年度～</p>	堺市 民間	市民交流広場において、地域の様々な団体と連携したイベントなどを実施することにより賑わいを創出する。これにより、商店街を含めた地域の活性化を図るものであり、「まちの賑わいにつながる商業の魅力向上」に資する事業である。	<p>[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>[実施時期] 令和 2 年 5 月～令和 3 年 3 月</p>	区域内

(2)-② 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：大浜北町市有地活用事業【再掲】</p> <p>内容：市有地の民間活用による海辺にふさわしい賑わい施設の整備</p> <p>実施時期：平成 26 年度～令和 2 年度</p>	堺市及び民間事業者	<p>都心部の西の玄関口に位置する堺旧港地域の活性化の中心となる大浜北町市有地において、海辺にふさわしい魅力ある土地活用に向け、民間活力を活かし、商業施設等の賑わい創出機能等の導入を図る。</p> <p>当該市有地活用事業は、「新たな都市魅力創出によるまちの顔づくり」に資する事業である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）</p> <p>[実施時期] 平成 30 年度～令和 2 年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：ガシ横エリアを核とした堺東商店街活性化プロジェクト</p> <p>内容：堺東の魅力向上につながるハード・ソフトの商店街活性化事業</p> <p>実施時期：平成 28 年度～令和元年度</p>	<p>堺東駅前商店街協同組合、堺東商店街商業協同組合、堺銀座南商店街、民間事業者</p>	<p>テナントミックス事業に伴う施設リニューアル及び地域の景観を配慮した商業基盤施設の整備（アーチ、アーケード、ビル壁面等の改修）などのハード事業を実施する。</p> <p>また、来街者の回遊を促進するイベントや、外国人観光客の集客力を高める取り組みなどのソフト事業を実施する。</p> <p>これら地域ニーズに対応した堺東の魅力向上につながるハード・ソフトの商店街活性化事業により、「新たな都市魅力創出によるまちの顔づくり」「まちの賑わいにつながる商業の魅力向上」に資する事業である。</p>	<p>[支援措置] 地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金（中心市街地再興戦略事業）のうち調査事業、専門人材活用支援事業</p> <p>[実施時期] 平成 29 年度～平成 30 年度</p> <p>[支援措置] 地域まちなか活性化・魅力創出支援事業費補助金（中心市街地活性化支援事業）のうち調査事業、専門人材活用支援事業</p> <p>[実施時期] 令和元年度</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：市民交流広場の活用促進</p> <p>内容：市民交流広場において市民等が活用しやすい仕組みづくりや、イベント等を実施し、商店街を含めた地域の活性化を図る</p> <p>実施時期：平成 27 年度～</p>	<p>堺市</p>	<p>多様な主体が参画・連携する協働型まちづくりの広場運営に向けたプラットフォームの形成を図るとともに、地域の活性化に向けたイベント等を実施することにより賑わいを創出する。</p> <p>これにより商店街を含めた地域の活性化を図るものであり、「まちの賑わいにつながる商業の魅力向上」に資する事業である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業 提案事業）</p> <p>[実施時期] 平成 27 年度</p>	
<p>事業名：商店のノウハウ商品化事業</p> <p>内容：商店が持つ商品のノウハウを高付加価値商品に仕上げ販売</p> <p>実施時期：平成 30 年度～</p>	<p>商店街、民間事業者</p>	<p>中心市街地内の商店等が連携し、各商店が持つ商品やノウハウを高付加価値商品に仕立て上げ、販売していく。</p> <p>市民や観光事業者等に対し、商店の新しい商品や魅力を販売することで、商店の活路開拓や経営革新を促し、商店と中心市街地の魅力向上につなげる。</p> <p>「まちの賑わいにつながる商業の魅力向上」に資する事業である。</p>	<p>[支援措置] 地域・まちなか商業活性化支援事業（個店連携モデル支援事業）</p> <p>[実施時期] 平成 30 年度～令和元年度</p>	<p>地域コミュニティ形成促進事業補助（地域コミュニティ活性化事業）（市補助金）</p>

(4) 国の支援措置のないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：エリアマネジメント推進事業</p> <p>内容：タウンマネージャーの配置、調査事業、ソフト・ハード事業の企画・実施</p> <p>実施時期：平成 23 年度～平成 27 年度</p>	堺市	<p>商業活性化の専門家をタウンマネージャーとして配置し、商業者の主体的な取り組みや連携を促進し、まちづくりへの機運醸成、商店街全体の活性化を図ることによって、買物利便や買い物環境に配慮した魅力的な特色ある商業地を形成する。これにより、「まちの賑わいにつながる商業の魅力向上」に資する事業である。</p>	<p>[支援措置] 中心市街地エリアマネジメント推進事業補助（市補助金）</p> <p>[実施時期] 平成 23 年度～平成 27 年度</p>	
<p>事業名：商業共同施設設置事業補助</p> <p>内容：商店街等によるアーケードや街路灯、防犯カメラ等の共同施設の整備</p> <p>実施時期：平成 6 年度～</p>	堺市	<p>商店街等が行うアーケードや街路灯、防犯カメラなど共同施設の設置（又は補修）を支援することにより、中心市街地の安全・安心や買物環境の向上を図る。これにより、「まちの賑わいにつながる商業の魅力向上」に資する事業である。</p>	<p>[支援措置] 商業共同施設設置事業補助（市補助金）</p> <p>[実施時期] 平成 6 年度～</p>	
<p>事業名：商業共同施設機能向上支援事業補助</p> <p>内容：街路灯等の有効利用に対する支援</p> <p>実施時期：平成 6 年度～</p>	堺市	<p>商店街が設置し、維持管理している街路灯等の有効利用に対し支援を行うことにより、「まちの賑わいにつながる商業の魅力向上」に資する事業である。</p>	<p>[支援措置] 商業共同施設機能向上支援事業補助（市補助金）</p> <p>[実施時期] 平成 6 年度～</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：地域コミュニティ形成促進事業補助（空き店舗等活用促進事業）</p> <p>内容：空き店舗への商店街の不足業種等の誘致や空き店舗でのコミュニティ活性化事業</p> <p>実施時期：平成 22 年度～</p>	堺市	商店街等が、地域ニーズを調査分析し、主体的に取り組む新規テナント誘致活動や、空き店舗等でのコミュニティ活性化事業等を促進し、中心市街地の商業機能の充実を図ることにより、「まちの賑わいにつながる商業の魅力向上」に資する事業である。	<p>[支援措置] 地域コミュニティ形成促進事業補助（空き店舗等活用促進事業）（市補助金）</p> <p>[実施時期] 平成 22 年度～</p>	
<p>事業名：地域コミュニティ形成促進事業補助（地域コミュニティ活性化事業）</p> <p>内容：商店街等自らが創意工夫して取り組む先進的ソフト事業</p> <p>実施時期：平成 22 年度～</p>	堺市	商店街等が自ら創意工夫し、少子高齢化対応や地産地消の推進、賑わい創出など、中心市街地の課題解決に向けて取り組む先進的ソフト事業を支援し、地域コミュニティの核としての役割を担う商店街の基盤強化を図ることにより、「まちの賑わいにつながる商業の魅力向上」に資する事業である。	<p>[支援措置] 地域コミュニティ形成促進事業補助（地域コミュニティ活性化事業）（市補助金）</p> <p>[実施時期] 平成 22 年度～</p>	
<p>事業名：堺東まちなか「逸品」バル</p> <p>内容：堺東地域の飲食店等を中心としたバル事業の実施</p> <p>実施時期：平成 23 年度～</p>	ガシバル実行委員会	中心市街地のまちづくり団体と商店街が連携してバル事業を実施し、地域の飲食店等を中心とした魅力発信によって、賑わい創出を図るものであり、「まちの賑わいにつながる商業の魅力向上」に資する事業である。	<p>[支援措置] 中心市街地まちづくり支援事業補助（市補助金）</p> <p>[実施時期] 平成 23 年度～</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：堺東イルミネーション事業</p> <p>内容：堺東駅周辺地域の賑わい創出に向けたイルミネーションの実施</p> <p>実施時期：平成 12 年度～</p>	堺市中心市街地活性化協議会	<p>中心市街地の冬の景観を演出し、来街者を増加させ、賑わいを創出するために実施するものであり、平成 28 年度より大小路イルミネーション事業と一体的に実施している。</p> <p>商店街の魅力向上により活性化を図り、「まちの賑わいにつながる商業の魅力向上」に資する事業である。</p>	<p>[支援措置]</p> <p>中心市街地まちづくり支援事業補助（市補助金）</p> <p>[実施時期]</p> <p>平成 12 年度</p>	
<p>事業名：大小路イルミネーション事業</p> <p>内容：大小路シンボルロードの賑わい創出に向けたイルミネーションの実施</p> <p>実施時期：平成 14 年度～</p>	堺市中心市街地活性化協議会	<p>中心市街地の冬の景観を演出し、来街者を増加させ、賑わいを創出するために実施するものであり、平成 28 年度より中心市街地活性化協議会事業として堺東イルミネーション事業と一体的に実施している。</p> <p>これにより、「まちの賑わいにつながる商業の魅力向上」に資する事業である。</p>	<p>[支援措置]</p> <p>中心市街地まちづくり支援事業補助（市補助金）</p> <p>[実施時期]</p> <p>平成 28 年度～</p>	
<p>事業名：堺東夏まつり</p> <p>内容：音楽コンテストや盆踊りなどを通じてイベントによる賑わいの創出を図る</p> <p>実施時期：平成 18 年度～</p>	そや堺ええ街づくり隊	<p>商店街の夏の賑わい創出と市民の交流により、まちの魅力向上を図るものであり、イベントの実施により、「まちの賑わいにつながる商業の魅力向上」に資する事業である。</p>	<p>[支援措置]</p> <p>都心地域まちづくり活動支援補助金（市補助金）</p> <p>[実施時期]</p> <p>平成 24 年度～</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：都心地域業務系機能集積促進事業</p> <p>内容：本市の都心地域に業務系機能の集積を促進するため、都心地域内の特定地区に事業所等を新設又は移転する場合に賃料の一部を補助</p> <p>実施時期：平成 22 年度～</p>	堺市	本市の特定地域において、業務系機能を集積させることにより、市内産業の活性化、雇用の拡大及びまちの賑わいの創出を図るものであり、「まちの賑わいにつながる商業の魅力向上」に資する事業である。		
<p>事業名：堺東オトナのまちあるき</p> <p>内容：中心市街地の魅力を発信し、堺東のファンづくりに取り組む</p> <p>実施時期：平成 23 年度～</p>	そや堺ええ街づくり隊	地元の商店街及びまちづくり団体がガイド役となって、女性等の新たな客層に対して堺東地域のユニークなお店や店主等を紹介し、まちの楽しさ、魅力を体感してもらい、堺東地域へのリピーター増加を図る。これにより、「まちの賑わいにつながる商業の魅力向上」に資する事業である。		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：堺少女歌劇団プロジェクト</p> <p>内容：地域商業者が支援して、少女たちにレッスンの場を提供し、新たな魅力の創出と商店街の活性化を図る事業</p> <p>実施時期：平成 25 年度～</p>	<p>堺少女歌劇団実行委員会</p>	<p>商店街が民間企業等と連携し、堺少女歌劇団として募集した少女たちをレッスン、イベント等を通じ地域全体で育成、応援することによって、堺東地域の賑わいづくりを図る。これにより、「まちの賑わいにつながる商業の魅力向上」に資する事業である。</p>	<p>[支援措置] 地域資源活用魅力アップ事業補助（市補助金）</p> <p>[実施時期] 平成 26 年度～平成 27 年度</p>	
<p>事業名：晶子のふるさと山之口ブランド創出事業</p> <p>内容：堺山之口商店街において、「晶子のふるさと山之口」をコンセプトとした活性化事業を実施</p> <p>実施時期：平成 26 年度～</p>	<p>堺山之口連合商店街振興組合</p>	<p>「晶子のふるさと山之口」をコンセプトに商業活性化に取り組んでいる堺山之口商店街において、リニューアルイベント事業、子育て支援事業、文化観光拠点連携イベント、特産物販売連携事業などを実施し、商店街の活性化を図る。これにより、「まちの賑わいにつながる商業の魅力向上」に資する事業である。</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：堺山之口アートフェア</p> <p>内容：堺山之口商店街空き店舗シャッター前を活用してアートフェアを実施</p> <p>実施時期：平成 24 年度～</p>	<p>堺山之口連合商店街振興組合</p>	<p>堺山之口商店街において、空き店舗前を活用してアート作品の展示や販売などを行うアートフェアの実施により賑わい創出を図る。これにより、「まちの賑わいにつながる商業の魅力向上」に資する事業である。</p>		
<p>事業名：南蛮ガラクタ市</p> <p>内容：南蛮貿易で潤っていた堺商人の再現を願い開口神社でイベントを実施</p> <p>実施時期：平成 16 年度～</p>	<p>大小路界限夢倶楽部</p>	<p>山之口開口神社境内にて野菜果物市、和洋アンティーク、東南アジア雑貨、昔あそび、ポルトガルパン、南蛮コロッケ、ミンチカツ、寿司、夢堺（酒）などの販売やイベントの実施を行う。これにより、「まちの賑わいにつながる商業の魅力向上」に資する事業である。</p>		
<p>事業名：堺駅前B級グルメフェスタ</p> <p>内容：堺駅周辺地域においてグルメイベントを実施</p> <p>実施時期：平成 23 年度～</p>	<p>堺駅前商店会</p>	<p>堺駅周辺の店舗によるB級グルメイベントにより賑わい創出を図り、「まちの賑わいにつながる商業の魅力向上」に資する事業である。</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：堺旧港観光市場</p> <p>内容：堺魚市場において定期的に集客イベントを実施</p> <p>実施時期：平成 17 年度～平成 27 年 10 月(毎月第 2 日曜日)</p>	堺旧港観光市場実行委員会	堺魚市場において、「堺は海からアジアから」をテーマに地域が主体となって定期的な集客イベントを開催し、堺旧港周辺の観光地としての魅力発信や集客促進を図り、まちの賑わい創出や地域の活性化に寄与する。これにより、「まちの賑わいにつながる商業の魅力向上」に資する事業である。		
<p>事業名：鯉・来いまつり</p> <p>内容：内川・土居川へこいのぼりを掲げ、子どもからお年寄りまで楽しめるイベントを実施</p> <p>実施時期：平成 26 年度～</p>	堺駅前商店街	内川・土居川にこいのぼりを掲げるとともに、堺旧港観光市場・環濠クルーズなど地域の他事業の開催にあわせてイベントを開催し、地域のイメージアップや集客力の向上を図る。これにより、「まちの賑わいにつながる商業の魅力向上」に資する事業である。		
<p>事業名：地域交流施設整備事業</p> <p>内容：中心市街地における地域交流施設の整備</p> <p>実施時期：本計画事業期間内に実施予定</p>	民間	商業者・地域住民・来街者などの相互交流を図るため、新たな賑わい交流拠点として地域交流施設の整備を行うことにより、「まちの賑わいにつながる商業の魅力向上」に資する事業である。		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：堺市都心地域まちづくり活動支援補助</p> <p>内容：都心地域におけるまちづくり活動を支援し、賑わいと魅力あるまちづくりを推進</p> <p>実施時期：平成 24 年度～</p>	堺市	<p>都心地域において、まちづくり活動を実施する団体に対し、経費の一部を補助することにより、都心地域の活性化及びイメージアップを図り、本市の賑わいと魅力のあるまちづくりを推進することを目的とし、「まちの賑わいにつながる商業の魅力向上」に資する事業である。</p>		
<p>事業名：伝統産業の拠点開発、街並み形成検討事業</p> <p>内容：堺の伝統産業をより深く知ってもらうための拠点を開設し、伝統産業の街並みを形成</p> <p>実施時期：平成 30 年度～</p>	伝統産業事業者・伝統産業界団体	<p>昆布、線香、注染和晒等の堺に関わりの深い伝統産業の事業者やその団体が、中心市街地内に、小売、製造、宣伝等を行う施設を配置する。その際には、各施設が連携し、まちの景観に配慮したデザインを採用する。また、見学、体験などを商品化して販売し、連携して市民、観光客等に宣伝する。</p> <p>これらを実現するための検討を進め、中心市街地に市内伝統産業の象徴を集結させることで、「新たな都市魅力創出によるまちの顔づくり」に資する事業である。</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：SAKAI 散走による魅力発信事業</p> <p>内容：自転車で散歩するようにまちを回遊する、自転車観光ガイド付き「SAKAI 散走」を実施する。</p> <p>実施時期：平成 30 年度～</p>	民間事業者	<p>まちづくりや観光に関わりの深い民間事業者が共同し、地場産業である自転車を活用して、外国人観光客等に対し、中心市街地内や市内の観光資源等を散歩するように回遊する事業を実施する。自転車観光ガイドの養成、駐輪スペースの確保、自転車観光マップの作成等を行い、堺と散走の魅力発信する。</p> <p>来街者に中心市街地の要所を巡回させ、その魅力を知らせることで「楽しく回遊できる中心市街地の形成」に資する事業である。</p>		
<p>事業名：空き店舗の一時利用事業</p> <p>内容：中心市街地の魅力向上につながる空き店舗対策事業</p> <p>実施時期：平成 30 年度～令和元年度</p>	商店街、民間事業者	<p>中心市街地内の事業者、商店街等が、商店街やその周辺にある空き店舗を借り出し、或いは、空き店舗所有者と共同し、若者、女性やシニアなどの創業希望者、堺市内外の出店希望者などに、空き店舗を店舗施設として短期で貸し付ける事業を実施する。</p> <p>空き店舗の流動化、及び、創業者等の支援により、商店街並びに中心市街地の活性化を図る。「まちの賑わいにつながる商業の魅力向上」に資する事業である。</p>		